



これまでいただいた寄附金の使いみち

メニュー① 高山祭と古い町並

ふるさと伝統応援

- 飛騨高山まちの博物館の整備
- 高山祭を伝統的な様式に復元するための例祭衣装整備
- 伝統的建造物耐震化マニュアルの作成 ほか

メニュー② 緑豊かな農山村景観

ふるさと原風景応援

- 荘川桜公園の遊歩道整備
- 位山道や江戸街道の整備
- いのちの森(土地本来の森づくり) ほか



メニュー③ 飛騨牛と匠の技

ふるさとブランド応援

- 飛騨高山ブランドの振興(商品開発、PR用DVDの作成)
- 菊の飛騨黄金やエゴマなど地域特産物の生産拡大や高品質化
- 飛騨高山展の開催 ほか

メニュー④ 人情あふれる飛騨人のやさしさ

ふるさとふれあい応援

- 民間施設が行うバリアフリー改修への助成
- 外国人観光客へのおもてなしや国際化の促進(パンフレットなどの多言語化、人材育成)

- 東日本大震災被災地児童の受入などへの助成 ほか

メニュー⑤ みんな応援したい

ふるさとおまかせ応援

- 医療機関の非常勤医師の確保
- 特定不妊治療費の助成
- 飛騨高山文化芸術祭

「こだま〜れ2013」の開催 ほか



ふるさと納税による税の控除

計算式

次の①+②+③=合計額が控除額となります

所得税の控除額

①(高山市に対する寄附金額-2,000円)×@%

※寄附金額は総所得金額等の40%を上限とします

※@は所得税率(復興特別所得税率を含む)です

住民税の控除額

②(高山市に対する寄附金額-2,000円)×10%

※寄附金額は総所得金額等の30%を上限とします

③(高山市に対する寄附金額-2,000円)×(90%-@%)

※③の額は個人住民税所得割額の10%を上限とします

例1 東京在住の高山出身Aさんが高山市に3万円を寄附すると・・・

給与収入500万円、所得税率10.21%、住民税(所得割)額30万円の場合

所得税の控除額①	住民税の控除額②	住民税の控除額③	控除の対象外
2,859円	2,800円	22,341円	2,000円

← 控除は28,000円です →

● ご注意ください ●

ふるさと納税(寄附)の金額が同じでも、所得税率や住民税所得割額などによって控除される税額は異なります。

詳しい計算方法は、税務課にご相談ください。

問合せ 税務課 ☎35-3626

※寄附募集をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。市では、お電話などで振込先をお伝えして送金を願うことは一切ございません。

問合せ 企画課 ☎35-3131



写真はイメージです

ご寄附をいただいたみなさまには
① 寄附金の使いみちのお知らせ、ふるさとの情報をまとめた紙面を翌年度にお送りします。
② 確定申告のご案内を事前にお知らせします。
③ 1万円以上の寄附金をいただいた方には、お礼の気持ちを込めて高山市の地場産品をお送りしています。